

# KCN京都基本サービス契約約款

(光台・精華台・桜が丘・木津川台・相楽台・兜台・州見台・梅美台地区用)

株式会社KCN京都(以下「当社」という。)と学研都市ニュータウン(光台・精華台・桜が丘・木津川台・相楽台・兜台・州見台・梅美台)地区に居住し当社の施設を利用する者(以下「加入者」という。)との間に締結される契約(以下「加入契約」という。)は、以下の条項によるものとします。

## 第1条(利用者の利用できる放送内容)

加入者は、学研都市ニュータウン(光台・精華台・桜が丘・木津川台・相楽台・兜台・州見台・梅美台)において当社の施設を利用し、すべての放送内容に変更を加えないで同時に再放送される放送事業者のテレビジョン放送(多重放送を含む)およびFM放送(以下「再放送」という。)を受信することができるものとします。

2. 「自主放送」番組サービス(以下「自主放送サービス」という。)のうち、別表料金表に定める再放送利用料の範囲内で提供するサービスを受信することができるものとします。
3. 利用者が受信できる再放送の会社名および局名については、当社が定めるものとします。
4. 利用者の希望により別途定めるデジタルテレビサービスへの加入ができるものとします。この場合、加入者は別途デジタルテレビ加入契約を締結し、サービス提供の適用を受けるものとします。

## 第2条(契約の単位)

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行うものとします。

## 第3条(契約の成立)

加入契約は、加入申込書に必要事項を記入の上、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。ただし、加入者引込線を設置し保守することが技術上、経営上困難な場合、当社は加入申込の承諾を撤回することができるものとします。

## 第4条(料金)

加入者は、別表料金表に定める加入契約金、引込工事負担金、工事費等、および再放送利用料を支払うものとします。なお再放送利用料は、加入引込線が設置された日(以下「利用開始日」という。)の属する月の翌月分から支払うものとします。

2. 別表の料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額の合計に消費税相当額を加算した額とします。
3. 当社は、再放送が月のうち継続して10日以上に亘って当社の責めによる事由により提供されなかった場合、前項の規定にかかわらず加入者が支払うべき当該月分の再放送利用料を無料とします。
4. 社会情勢の変化により、当社が再放送利用料の改定をするときは、1ヶ月前までに加入者に通知するものとします。この場合、加入者は、改訂月の属する月の翌月より改訂後の再放送利用料を支払うものとします。

5. 放送法の規定により日本放送協会（NHK）に支払う受信料は、この契約が設定する再放送利用料の中に含みません。
6. NHKと受信契約を締結していない加入者は別途NHKと受信契約を結ぶものとしますが、当社とNHKとの委託約定により、NHK放送受信規約による放送受信料を加入者の意志、選択により、当社の月額利用料に合算して当社で代理徴収することができるものとします。

#### 第5条（支払方法）

加入者は、加入契約金、引込工事負担金、工事費等、および再放送利用料を当社が別途指定する支払期日までに、指定する方法により当社に支払うものとします。

#### 第6条（遅延利息）

加入者は、加入契約金、引込工事負担金、工事費等、および再放送利用料の支払いを支払期日より遅延した場合は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、年利14.5%の割合で計算した遅延金を当社に支払うものとします。

#### 第7条（費用の負担）

当社は、主要施設から分岐して保安器までの施設（以下「当社施設」という）を設置し、これに要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、引込工事負担金として別表料金表に定める金額を支払うものとします。また、特定の加入者引込線を設置するために、分配線、引込端子等の当社施設を新たに設置する必要がある場合、当社は、当該加入者に引込工事負担金の他に当社および当該加入者の協議により定める特別施設負担金の支払いを求めることができるものとします。

2. 加入者は、保安器の出力端子以降の施設および加入者引込線に特に必要とする自営柱、地下埋設備（これらの施設および設備を総称して以下「加入者施設」という。）を設置し、これに要する費用を負担するものとします。ただし使用する機器、工法については当社の指示に従うものとします。

#### 第8条（施設の保有）

当社は当社の施設を、加入者は加入者の施設を、それぞれ所有するものとし、施設の維持管理はその施設の所有者が行うものとします。

#### 第9条（施設の施工）

再放送を受信するために必要とする施設の設置、保守等の工事は、すべて当社または当社の指定の業者が行うものとします。

2. 当社は、加入者引込線の設置のために、加入者が所有もしくは占有する敷地家屋、建築物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主、その他の利害関係人があるときは、当該加入者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関して責任を負うものとします。
3. 加入者は、当社または当社指定の業者が施設の設置、検査、修理等を行うため施設に関わる敷地、家屋、建築物等への立ち入りを求めた場合は、協力するものとします。
4. 加入者は、当社施設または加入者施設を移動、取り外し、変更する必要がある場合は、当社に申し出るものとします。

#### 第10条（厳守事項）

加入者は、次の事項を守るものとします。

1. 当社の承諾なしに当社の施設を改変しないこと。
2. 加入契約以外の引込線等を新たに設置しないこと。また、線条その他の導体等を加入者引込線に連絡しないこと。

#### 第11条（施設の故障等に伴う責任負担）

当社は、再放送の受信に異常が生じた場合は、これを調査し必要な処置を講じます。ただし、加入者のテレビ、ビデオ、ステレオ装置等（以下「受信機」という。）に起因する場合は、この限りではありません。

2. 加入者は、再放送の受信に異常を生じている原因が加入者の受信機または、加入者施設の故障等による場合、修復に要する費用を負担するものとします。
3. 加入者は、故意もしくは過失によって、当社施設等に破損、滅失等を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。
4. 前第2項および第3項に掲げる故障、破損、滅失等により当社が損害を被った場合、当社は当該加入者に対し賠償を求めることができるものとします。

#### 第12条（再放送の提供の一時中断）

当社は、当社施設の維持管理の必要上やむを得ず再放送の提供を一時中断することがあります。この場合、当社は事前に加入者にその旨を通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第13条（免責事項）

当社は、前条に定める再放送の提供の一時停止、および天災、事変またはやむを得ない事由により再放送の提供を中止した場合に対する損害の賠償には応じません。

#### 第14条（名義変更）

合併もしくは相続した場合、または旧加入者の同意を得た場合は、当社が承諾すれば加入者の名義を変更することができるものとします。

2. 前項に定める名義変更を行う場合、新加入者は、当社に申し出るとともに別表料金表に定める名義変更手数料を当社に支払うものとします。

#### 第15条（設置場所の移転の禁止）

加入者は、学研都市ニュータウン（光台・精華台・桜が丘・木津川台・相楽台・兜台・州見台・梅美台）以外の当社がサービスを提供している地域において、本約款第1条に定めるサービスの提供を受けることはできません。

#### 第16条（サービス利用の一時休止、再開）

加入者は、サービスの利用の一時休止をすることができるものとします。この場合、加入者は当社に申し出るものとします。ただし、休止期間は最長1年間とします。

2. 一時休止の場合、当社はサービスの提供を停止します。また、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の再放送利用料は無料とします。
3. 加入者は、サービスの利用の再開を希望する場合は、当社に申し出るとともに別表料金表に定める再開手数料および再開に要する費用を当社に支払うものとします。

#### 第17条（その他の事項の変更）

加入者は、加入申込書に記載した事項について変更を必要とする場合は、当社に申し出るものとします。

2. 前項において、加入契約に変更手続きをするときは、KCN京都基本サービス契約約款を承認の上、別に定める様式の加入申込書により申し込むものとします。

#### 第18条（解約）

加入者は、加入契約を解除しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社に申し出るものとします。

2. 加入者は、加入契約を解約するときは、再放送利用料、工事費等を精算するものとします。この場合、再放送利用料は解約日の属する月まで支払うものとします。
3. 当社は、加入契約が解約された場合、当社施設を撤去します。ただし、撤去に伴う復旧費用は、解約した加入者が負担するものとします。
4. 加入契約を解約した後でも、解約前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとします。

#### 第19条（加入者の義務違反による再放送の提供の停止）

当社は、再放送利用料の支払い遅延等加入者にこの加入契約に違反する行為があったと認めるときは、当該加入者に催告の上、再放送の提供を停止することができるものとします。

2. 加入者は、再放送の提供を停止された場合においても、すでにサービスの提供を受けた再放送利用料を支払う義務を負うものとします。
3. 加入者が第10条第1号または第2号の規定に違反したときは、当社は、当該加入者が利用開始日から加入契約に定めるサービスの一部または全てを不正に利用していたものとみなし、当該加入者に対し不正に利用したサービスの再放送利用料相当額を加入契約の別表料金表に基づき請求することができるものとします。

#### 第20条（加入契約に違反する行為のあった場合の契約解除）

加入者がこの加入契約の規定に著しく違反する行為があると認められることができる場合、当社は当該加入者との加入契約を解除できるものとします。

2. 当社は、加入契約が解除された場合、当社施設を撤去します。ただし、撤去に伴う復旧作業は、加入契約を解除された加入者が負担するものとします。
3. 加入契約が解除された後でも、解除前に生じた加入者の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとします。

## 第21条（加入者個人情報の取り扱い）

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）及びこの指針第28条に基づいて定めるプライバシーポリシー（以下「ポリシー」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社のポリシーには、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
4. 本契約約款に記載のない事項は、デジタルテレビ契約約款に準じて適用します。

## 第22条（加入者個人情報の利用目的等）

当社、第2条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- ① サービス契約の締結
  - ② サービス料金の請求
  - ③ サービスに関する情報の提供
  - ④ サービスの向上を目的とした視聴者調査
  - ⑤ 受信装置の設置及びアフターサービス
  - ⑥ サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
  - ⑦ 加入者にとって有用と思われる情報、サービスまたは商品の提供
  - ⑧ サービスの提供に関連しての第三者への提供（第3項に該当する場合に限る）
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
    - ① 法令に基づく場合
    - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
    - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
    - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  3. 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。但し、前項各号に定める場合は、この限りではありません。
    - ① 本人が書面等により同意した場合
    - ② 本人の求めに応じて当該加入者情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又はポリシーに定めて本人が容易に知りうる状態においたとき

- ア. 第三者への提供を利用目的とすること
  - イ. 第三者に提供される加入者情報の項目
  - ウ. 第三者への提供又は方法
  - エ. 本人からの求めに応じて当該加入者情報の第三者への提供を停止すること
- ③ 第 27 条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
  - ④ 第 28 条の規定により加入者個人情報の取り扱いを委託する場合
  - ⑤ 当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対する加入申し込みが行われるのと同時にカードユーザー登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報をカード会社に提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、当社又は当社の代理人へ通知して登録情報の修正を行う場合を含みます）
4. 当社は、前項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
5. 当社は、本人から当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。但し、利用目的を本人が知りうる状態においてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ② 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第 23 条（加入者個人情報の共同利用）

当社は、前条第 1 項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうちポリシーで定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。

- 2. 当社は、第 3 条の規定に基づいて加入申し込みを承諾しなかった場合、又は第 18 条の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報を、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。
- 3. 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第 1 項の場合においては当社及び当社の代理人、前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。

#### 第 24 条（加入者個人情報の取り扱いの委託）

当社は、加入者個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することがあります。

- 2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- 3. 当社は、第 1 項の委託先との間で、第 22 条第 4 項の契約を締結するとともに、委託先に対する

必要かつ適切な監督を行います。

4. 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取り扱いを再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

#### 第25条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規定の作成、従業員に対する監督、取り扱いの管理その他の措置をとります。

#### 第26条（本人による開示の求め）

本人は、当社に対し、ポリシーに定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2. 当社又は当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。但し、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
  - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ② 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - ③ 他の法令に違反することとなる場合
3. 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

#### 第27条（本人による利用停止等の求め）

本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、ポリシーに定める手続きにより、当社に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- ① 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
  - ② 加入者個人情報の利用の停止
  - ③ 加入者個人情報の第三者への提供の停止
2. 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
3. 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく文書により通知します。

#### 第28条（本人確認と代理人による求め）

当社は、第22条第5項、第26条第1項又は第27条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、ポリシーに求める手続きにより行います。

2. 本人は、第22条第5項、第26条第1項又は第27条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

#### 第29条（本人の求めに係る手数料）

当社は、第22条第5項及び第26条第1項の求めを受けた場合は、別表4に定める手数料を請求します。

2. 前項の手数料は、現金又は切手で申し受けます。

### 第30条（苦情処理）

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 前項の苦情処理の手続きはポリシーに規定します。

### 第31条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第22条第5項、第26条第1項又は第27条第1項に基づく求め、第30条に基づく苦情の受付、その他加入者個人情報の取り扱いに関する問い合わせについては、ポリシーに掲載された窓口において受け付けます。

### 第32条（加入者個人情報の漏洩等があった場合の措置）

当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩等があった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

2. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩、滅失又は毀損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。

3. 前2項の規定は、通知又は公表することにより、第26条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

### 第33条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、京都地方裁判所を管轄裁判所とします。

### 第34条（定めなき事項）

この契約に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は、加入契約の主旨に従い誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

### 第35条（約款の改正）

当社は、加入契約を総務大臣に届けた上改正することがあります。この場合、当社から加入者に対し加入申込書記載の住所宛に変更内容を通知したときは、加入者は変更事項を承認するものとします。

### 第36条（B-CASカードの取扱について）

B Sデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という。）に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

### （付則）

この加入契約は、学研都市ニュータウン（光台・精華台・桜が丘・木津川台・相楽台・兜台・州見台・梅美台）にのみ適用されるものとします。

2) 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。

- 3) 一括加入、業務施設等の加入契約については、別に定めるものとします。
- 4) この契約約款は、平成26年4月1日から施行します。

別表

※表記の金額はすべて消費税抜きの価格です。消費税分は別途精算させていただきます。

1. 加入契約金

項 目	金 額
加入契約金	25,000円

2. 利用料

項 目	金 額
再放送利用料	月額1,200円
デジタル端末利用料	月額1,800円

3. 工事費等

項 目	金 額
引込工事負担金	21,000円
宅内工事費	実費
その他工事費	実費
点検・補修費	実費

4. 諸手数料

項 目	金 額
名義変更手数料	1,000円
再開手数料	1,000円
個人情報開示手数料	300円

当約款は、平成26年3月20日、総務大臣に届出、受理されたものです。

以 上